

# 通所リハビリテーション利用料金表

(令和元年10月 1日 改定)

①基本利用料 (単位：円/日)				
	1割負担	2割負担	3割負担	
要介護1(6時間以上7時間未満)基本料金	653	1,306	1,959	個別リハビリを含む
要介護2(6時間以上7時間未満)基本料金	781	1,562	2,343	個別リハビリを含む
要介護3(6時間以上7時間未満)基本料金	907	1,814	2,721	個別リハビリを含む
要介護4(6時間以上7時間未満)基本料金	1,054	2,108	3,162	個別リハビリを含む
要介護5(6時間以上7時間未満)基本料金	1,201	2,402	3,603	個別リハビリを含む

②加算 (単位：円/日)		
入浴介助加算	50	入浴を提供実施した場合
重度療養管理加算	100	医学的管理を必要とする方
短期集中個別リハ加算	110	退院(所)日又は認定日から3ヶ月以内
認知症短期集中リハ加算(Ⅰ)	240	認知症高齢者の個別リハビリ計画を行った場合
栄養スクリーニング加算	5	栄養状態に係る情報を共有した場合
中重度者ケア体制加算	20	重度要介護者を積極的に受け入れた場合
リハビリテーション提供体制加算	24	リハビリ職員の適切な人員配置
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	18	介護職員の適切な人員配置
若年性認知症受入加算	60	若年性認知症に個別の担当者を選任した場合
社会参加支援加算	12	社会参加に資する取組みを行った場合
送迎減算(片道につき)	-47	事業所が送迎を実施しない場合

③加算 (単位：円/月)		
栄養改善加算	150	管理栄養士が栄養ケア計画を実施した場合
口腔機能向上加算	150	口腔機能改善のための計画を実施した場合
マネジメント加算(Ⅰ)	330	医師の指示の内容を明確化し実施した場合
マネジメント加算(Ⅱ)6ヶ月以内	850	医師の指示により日常生活上の指導を行った場合
マネジメント加算(Ⅱ)6ヶ月超え	530	医師の指示により日常生活上の指導を行った場合
マネジメント加算(Ⅲ)6ヶ月以内	1,120	医師の指示により日常生活上の指導を行った場合
マネジメント加算(Ⅲ)6ヶ月超え	800	医師の指示により日常生活上の指導を行った場合
マネジメント加算(Ⅳ)6ヶ月以内	1,220	医師の指示により日常生活上の指導を行った場合
マネジメント加算(Ⅳ)6ヶ月超え	900	医師の指示により日常生活上の指導を行った場合
認知症短期集中リハ加算(Ⅱ)	1,920	認知症高齢者の個別リハビリ計画を行った場合
生活行為向上リハ加算(Ⅰ)3ヶ月以内	2,000	生活行為の内容の充実を図り計画を行った場合
生活行為向上リハ加算(Ⅱ)6ヶ月超え	1,000	生活行為の内容の充実を図り計画を行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	4.7%	介護職員の処遇改善を図る為
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.0%	介護職員の処遇改善を図る為

④実費負担分 (単位：円/日)		
食費	550	昼食代
おやつ代	150	おやつ代
日用品費	75	雑誌、新聞、タオル代
教養娯楽費	75	レクリエーション材料代



1日あたりの利用料の目安						
(基本料金 + 入浴介助加算 + リハビリテーション提供体制加算 + サービス提供体制強化加算)						
(食費 + おやつ + 日用品費 + 教養娯楽費)						
	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料の目安 (1日)	1割負担	1,595	1,723	1,849	1,996	2,143
	2割負担	2,248	2,504	2,756	3,050	3,344
	3割負担	2,901	3,285	3,663	4,104	4,545

医療法人幸信会 介護老人保健施設あだたら